

法人として農地の権利を取得するには

法人名義で耕作を目的として農地の権利を取得するためには、農地法第3条の許可要件の1つである農地所有適格法人要件を満たす必要があります。

また農地所有適格法人の要件を満たさない法人であっても、一定の要件を満たせば貸借のみは認められます。(一般法人としての貸借)

(農地法第3条許可申請全般については「農地法第3条の規定による許可申請について」をお読みください。)

○農地所有適格法人

1 要件

農地所有適格法人と認められるためには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

① 法人形態要件	法人形態が下記のいずれかであること ・株式会社（公開会社でないもの） ・農事組合法人 ・持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）
② 事業要件	主たる事業が農業（関連事業を含む）であること （売上高の過半が農業であること）
③ 議決権要件	総議決権の過半を農業関係者が占めること 農業関係者とは主に下記の者 ・法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する者 ・法人に農地の権利を提供した者 ・法人に基幹的な農作業を委託した者 ※農事組合法人の場合は議決権要件不要
④ 役員要件	下記2点とも満たすこと ・役員（取締役）の過半が農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員（議決権を有する者）であること ・役員等の1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること

2 留意事項

・農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会へ報告書を提出する必要があります。

・農地の権利を有している限り、農地所有適格法人の要件は満たし続ける必要があります。農業以外の事業を行う場合や、議決権や役員等を変更される場合はご注意ください。

○一般法人（農地所有適格法人以外の法人）としての貸借

1 要件

一般法人として農地を貸借するためには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 農地を適正に使用していない場合は、貸借の解除をする旨の条件が書面による契約で付されていること
- ② 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ③ 役員等の1人以上が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）すること

※このうち②については、豊橋市では各地区の農業委員等が集まる地区委員会に出席いただき、地域の話し合い活動や共同作業への参加などの、地域内における取り決めについての話し合いをしていただきます。話し合い後、その内容を書面に取りまとめ、添付書類として申請の際にご提出ください。スケジュール調整に時間を要する場合もあるため、余裕をもってご準備、ご相談いただきますようお願いいたします。

2 留意事項

一般法人として農地の貸借をした法人は、毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会へ報告書を提出する必要があります。

○農地所有適格法人と一般法人の違い

		農地所有適格法人	一般法人（農地所有適格法人以外の法人）
取得できる権利		所有権、地上権、 使用貸借による権利、賃借権など	使用貸借による権利、賃借権のみ
満たすべき要件	基本的な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の全てを効率的に利用すること ・周辺の農地利用に支障がないこと 	
	法人形態要件	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）	制限なし
	事業要件	主たる事業が農業であること	制限なし
	議決権要件	総議決権の過半を農業関係者が占めること	制限なし
	役員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の過半が農業に常時従事する構成員であること ・役員等の1人以上が農作業に従事すること 	役員等の1人以上が農業に常時従事すること
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を適正に使用していない場合は、貸借の解除をする旨の条件が書面で締結されていること。 ・地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 		

問合せ先 豊橋市農業委員会事務局 ☎0532-51-2950
豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館3F